

厚生労働省和歌山労働局発表
令和7年1月31日（金）



建設工事現場に対して一斉監督を実施しました

～令和6年12月に集中的に実施～

和歌山労働局（局長 ^{まつうら なおゆき} 松浦 直行）では、建設業における労働災害防止を図るため、管内5か所の労働基準監督署において、労働災害の多発が懸念される12月に県下一斉に監督指導を実施し、以下のとおり、結果を取りまとめました。

一斉監督による監督指導実施結果の概要

- 1 対 象 和歌山県内の建設工事現場 122 現場
- 2 期 間 令和6年12月
- 3 実施結果
 - (1) 監督指導を実施した122現場（204事業場）のうち53現場（101事業場）において労働安全衛生法違反が認められ是正勧告等を行った（別紙1参照）。
【主な法違反（別紙2参照）】
 - ①足場や作業床からの墜落・転落を防止するための手すり等の未設置や不十分であったもの 51 事業場
 - ②安全衛生管理体制に問題があったもの 30 事業場
 - (2) 違反が認められた53現場のうち、墜落等の労働災害の急迫した危険が認められた7現場に対しては、作業停止等を命令する行政処分を行った（別紙1参照）。
 - (3) 監督実施122現場のうち6現場（4.9%）において「工期にゆとりがない」との回答があった（別紙1参照）。

【今後の方針】

和歌山県内における令和6年の休業4日以上労働災害のうち8.5%は建設業で発生しており、死亡災害についても建設業において5件発生している状況にあります（別紙3参照）。今回の一斉監督では、約半数の現場で労働災害防止対策が徹底されていない状況であったことから、和歌山労働局では、今後も建設工事現場に対する監督指導を重点的に実施するとともに、法違反を繰り返す事業者や法違反を原因として労働災害を発生させた事業者等に対しては、司法処分を行うなど厳正に対処します。

また、今回の一斉監督では、対象建設工事現場のうち、「工期にゆとりがない」と回答した現場が6現場と全体の4.9%を占めていました。令和6年4月からは、これまで適用が猶予されていた建設業においても、時間外労働の上限規制が適用されました。和歌山労働局では、適正な工期での請負契約の締結などの取組がなされるよう、発注者等に周知や働きかけを行ってまいります。

令和6年12月 建設現場一斉監督指導実施結果 概要

(実施期間:令和6年12月2日~12月27日)

[和歌山] 労働局

		建築現場		土木現場		その他		解体工事		合計	
監督現場数		64		39		15		4		122	
監督事業場数		123		51		24		6		204	
発注者別		現場数	内、工期にゆとりなし現場数	現場数	内、工期にゆとりなし現場数	現場数	内、工期にゆとりなし現場数	現場数	内、工期にゆとりなし現場数	現場数	内、工期にゆとりなし現場数
	公共	20	1	38	3	12	1	3		73	5
	民間	44	1	1		3		1		49	1
										0	0
	合計	64	2	39	3	15	1	4	0	122	6
請負金額別	1億9千万円未満	39		28		12		4		83	
	1.9~10億円未満	18		10		2				30	
	10億円以上	7		1		1				9	
	合計	64		39		15		4		122	

措置状況		元請	下請	元請	下請	元請	下請	元請	下請	元請	下請
法違反	現場数	33		9		8		3		53	
	事業場数	32	31	9	8	8	8	3	2	52	49
うち使用停止命令等	現場数	7								7	
	事業場数	6	6							6	6
指導票	現場数	17		2		1				20	
	事業場数	8	25	2	3	1	1			11	29

令和6年12月 建設現場一斉監督指導実施結果 違反事項別

[和歌山] 労働局

項目	該当条文（数字のみ記載は、安規）	建築現場	土木現場	その他	解体工事	合計
(1)安全衛生管理面 ①安全衛生管理者・責任者 ②元方事業者等の講ずべき措置 ③注文者の講ずべき措置 ④作業主任者の選任・職務	①法15、法15の2、法15の3、法16 ②法29、法29の2、法30(635～639、642、642の2外) ③法31、法31の2 ④型枠246・247、地山359・360、土止374・375、鉄骨517の4・同5、足場565・566、解体517の17・同18 外	16	5	6	3	30
(2)墜落・転落防止 ①足場・作業床・架設通路等墜落関係 ②特別教育 ③足場の構造(手すり等除く) ④作業構台 ⑤点検	①518、519、521、526、527、528、539、552、 561の2 、563、564、653、654、655 ②36(足場組立て等)(墜落制止用器具) ③561、563、570、571、572、574、655 ④575の2、同4、同5、同6、655の2 ⑤567、 567の3 、568、655 外	34	7	10		51
(3)通路	通路 540、照明 541、屋内通路 542、床面 544	2				2
(4)木工機械	丸のこ反発予防・接触予防 122・123、安全装置有効保持 28 外	1				1
(5)型枠支保工	材料 237、組立図 240、構造 242、立入禁止等 245、構造 646					0
(6)掘削等地山崩壊防止	崩壊防止等361、誘導者365、保護帽366、材料368、構造369、組立図370、部材等の取付371 外					0
(7)クレーン(玉掛け含む)等	構造規格27 作業方法(ク則)66の2、 定格荷重・転倒防止・アウトリガー関連(ク則)70の2～5、 立入禁止関連(ク則)29・74・同74の2、 外れ止め装置の使用(ク則)20の2・同66の3、 構造規格(ク則)17・同64、玉掛けロープ等(ク則)215 就業制限令20・6号、7号(ク則22、68)、令20・16号(ク則221) 外	2	1			3
(8)建設機械等	ヘッドガード 153、作業計画 155、制限速度 156、転落防止 157、接触防止 158、用途外使用 164、アタッチメント 166の2、就業制限 令20・12号、自主検査 167～169の2 外	1	1		2	4
(9)労働衛生 ①粉じん作業 ②有機溶剤作業 ③酸欠作業、CO発生機械 ④特化物作業	①呼吸用保護具(粉)27、特別教育(粉)22、じん肺健診(じん肺)8 外 ②送気・防毒マスク(有)33、特殊健診(有)29、作業主任者(有)19、リスクアセスメント 34の2の7、集積箇所 641 ③作業環境測定・作業主任者・特別教育(酸)3・同11・同12、内燃機関の使用禁止 578 ④呼吸用保護具(特)38の21⑤、作業主任者(特)27、特殊健診(特)39、特別有機溶剤(特)38の8、リスクアセスメント(特)34の2の7	3				3
(10)その他 違反条項を右欄に記載→ (上記(1)～(9)項目に該当しない指導事項)		10	1	1		12
	合計	69	15	17	5	106

令和6年 業種別・事故の型別 労働災害発生状況 (令和6年12月末速報)

業種		事故の型		和歌山労働局										前年同期	対前年増減数 (死傷者数)	構成比 (本年の死傷者数)				
				墜落・転落	転倒	激突	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	はさまれ・巻き込まれ	切れ・こすれ	交通事故	動作の反動 無理な動作				その他計	合計		
製 造 業	食料品製造業	(1)	4	20	3	4		1	10	10			4	3	(1)	59	85	- 26	5.5%	
	繊維工業		2	1					1	1				3		8	11	- 3	0.7%	
	衣服その他の繊維製品製造業		1	1	1				2	1						6	5	1	0.6%	
	木材・木製品製造業		1		1	3			1	5	2		1			14	14		1.3%	
	家具・装備品製造業			2		1			2	2						7	(1) 10	- 3	0.7%	
	パルプ・紙・紙加工品製造業				1				1	3						5	1	4	0.5%	
	印刷製本業		1													1		1	0.1%	
	化学工業		5	6			1		7	1			9			29	25	4	2.7%	
	窯業土石製品製造業		3	1					1	1				1		7	8	- 1	0.7%	
	鉄鋼業			3	1				1							5	6	- 1	0.5%	
	非鉄金属製造業																1		- 1	
	金属製品製造業		1	8	4	4	1	1	8	1	1	4				33	34	- 1	3.1%	
	一般機械器具製造業			2	1	3		2	3	1		2				14	18	- 4	1.3%	
	電気機械器具製造業		1	2												3	2	1	0.3%	
	輸送機械等製造業				1				2			2				5	4	1	0.5%	
	電気・ガス・水道業		1								1					2	4	- 2	0.2%	
	その他の製造業		5	9	1	1		1	1			2				20	18	2	1.9%	
小計	(1)	25	55	14	17	1	9	45	20	1	24	7	(1)	218	(1) 246	- 28	20.4%			
鉱業		2													2	4	- 2	0.2%		
建 設 業	土木工事業		4	4	3	4	1	(1) 6	3	1	(1) 2	1			(2) 29	(1) 42	- 13	2.7%		
	建築工事業	(1)	16	5	4	5	(1) 3	2	4	3	1	2	2	(2) 47	52	- 5	4.4%			
	うち木造家屋建築工事業	(1)	3	1	1	1		2						(1) 8	6	2	0.7%			
	その他の建設業		8	2	2			1				1	(1) 1	(1) 15	14	1	1.4%			
小計	(1)	28	11	7	11	(1) 4	(1) 8	8	4	(1) 3	4	(1) 3	(5) 91	(1) 108	- 17	8.5%				
運 輸 交 通 業	鉄道・水運・航空業			1				1				1	1		4	2	2	0.4%		
	道路旅客運送業		1	1	1						3	3	1		10	12	- 2	0.9%		
	道路貨物運送業		27	6	9	4	2	3	(1) 15	1	8	12		(1) 87	102	- 15	8.2%			
	その他の運輸交通業														1	1	- 1			
小計		28	8	10	4	2	4	(1) 15	1	11	16	2	(1) 101	117	- 16	9.5%				
陸上貨物取扱・港湾運送業			1		1						1	1		4	4		0.4%			
農 林 業	農業	15	10	1				1		3	1	1			32	66	- 34	3.0%		
	林業	(1)	5	3	4	4		2	(1) 4	3		3	1	(2) 29	(1) 34	- 5	2.7%			
小計	(1)	20	13	5	4		3	(1) 4	6	1	4	1	(2) 61	(1) 100	- 39	5.7%				
畜 産 業	畜産		1	3				2				1			7	(1) 8	- 1	0.7%		
	卸売業	26	50	7	8	2	1	7	11	13	24	2		151	(1) 136	15	14.2%			
	小計	26	50	7	8	2	1	7	11	13	24	2		151	(1) 136	15	14.2%			
商 業	卸売業														1	1	- 1			
	小計	6	6	2	1			2	1		1			19	21	- 2	1.8%			
金 融 業	金融・広告業	1	5	1						5	2				14	6	8	1.3%		
	映画・演劇業														1	1	- 1			
通 信 業	通信業	2	7	1						5	1	1			17	17		1.6%		
	教育・研究業	1	3					1		1	1	2			9	20	- 11	0.8%		
保 健 業	医療保健業	3	13					1	1	1	14	12			44	107	- 63	4.1%		
	社会福祉施設	9	45	2			1	2	4	11	44	56			174	277	- 103	16.3%		
	その他の保健衛生業		3	2											5	3	2	0.5%		
	小計	12	61	4			1	3	4	12	58	68			223	387	- 164	20.9%		
接 客 業	旅館業	2	12	1	1	1		3			4	1			25	20	5	2.3%		
	飲食店	7	10	1				1	1	5	6	4			40	30	10	3.7%		
	その他の接客娯楽業	2	4		1			1		1	2				11	13	- 2	1.0%		
	小計	11	26	2	2	1		2	4	6	5	12	5		76	63	13	7.1%		
清 掃 業	清掃・と畜業	2	12	2	5		2	3	1	3	5	3			38	39	- 1	3.6%		
	その他の事業	3	9	4	1	2		3	1	5	3	(1) 4	(1) 36	(1) 35	1	3.4%				
合 計	(3)	167	268	62	54	(1) 12	(1) 31	(2) 97	55	(1) 65	157	(2) 99	(10) 1,067	(6) 1,313	- 246	100.0%				
前 年 同 期	(2)	184	279	75	49	13	31	(1) 90	56	(2) 56	175	(1) 305	(6) 1,313							
対 前 年 増 減 数 (死 傷 者 数)		- 17	- 11	- 13	5	- 1		7	- 1	9	- 18	- 206								
構 成 比 (本 年 の 死 傷 者 数)		15.7%	25.1%	5.8%	5.1%	1.1%	2.9%	9.1%	5.2%	6.1%	14.7%	9.3%	100.0%							

注: 1 ()内は死者数で、死傷者数の内数
2 単位は人
3 統計は労働者死傷病報告の集計による